

新潟市花育推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 花育関係者のネットワークを広げ、情報を共有しあうとともに、「新潟市花育推進計画」の進捗状況の評価、計画の見直しを行うために新潟市花育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に提言する。

- (1) 新潟市花育推進計画の進捗状況の評価に関すること。
- (2) 新潟市花育推進計画の見直しに関すること。
- (3) その他花育の推進に係る事項に関すること。

(委員構成)

第3条 推進委員会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 花生産流通関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から委嘱した日の翌年度の末日とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、特段の事情がない限り、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会長)

第6条 推進委員会には会長1名を置き、会長は委員の互選によってこれを決める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 推進委員会に副会長1名を置き、委員の互選によってこれを決める。
- 4 副会長は、会長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第7条 推進委員会の会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が定まっていない場合は、市長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、推進委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 推進委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、農林水産部食と花の推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。